

地域におけるかかりつけ医として皆さんをサポートします

当院は、下記の事項について患者さんをサポートします。お気軽にご相談ください。

① 他の病院などで処方されているお薬を含め、服薬管理・指導を行います。

② 当院の専門外の病気であっても、専門の医師を紹介します。

③ 次の相談に応じます。

・健康診断の結果等の健康管理に係る相談

・保健・福祉サービスに関する相談

④ 夜間や休日などの緊急時の問い合わせへの対応を行っています。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しています。患者さまからお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は適切に管理・活用して診察いたします。尚、令和6年12月より医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時：1点

再診時：1点 ※3月に1回

マイナ保険証によるオンライン資格確認システム等の利用にご協力をお願いいたします。

当院における投薬について

当院では、28日以上の長期投薬、医師の定めた一定の期間内であれば繰り返し利用できるリフィル処方に対応しています。お気軽にご相談ください。

ただし、症状等によっては医学的に対応できない場合がありますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ベースアップ評価料について

令和7年4月から「ベースアップ評価料」の算定を開始する運びとなりましたので、お知らせいたします。

企業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、医療の質を向上させるための取り組みの一貫として国が導入したものとなっております。

これにより、4月以降、患者の皆様方の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く職員の賃金引き上げに全て充てられますので、ご理解下さいよう、何卒宜しくお願ひ致します。